

専有部分の家屋番号	3-11-101 ~ 3-11-104 3-11-201 ~ 3-11-206 3-11-301 ~ 3-11-304 3-11-401 ~ 3-11-404 3-11-501 ~ 3-11-503 3-11-601		
表 題 部 (一棟の建物の表示)		調製	[余白]
所在		所在図番号 [余白]	
江戸川区春江町四丁目 3番地11		[余白]	
江戸川区一之江八丁目 3番地11		平成18年11月6日変更 平成18年11月6日登記	
建物の名称	カーサ・ベルデー之江 [余白]		
① 構造	② 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺7階建	1階	168.86	〔平成16年9月7日〕
	2階	222.31	
	3階	230.12	
	4階	225.61	
	5階	212.03	
	6階	103.07	
	7階	61.46	

表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積 m ²	登記の日付
1	江戸川区春江町四丁目3番11	宅地	664.03	平成16年9月7日
2	江戸川区春江町四丁目3番11 9	公衆用道路	29	平成16年9月7日
3	江戸川区春江町四丁目3番37	公衆用道路	73	平成16年9月7日
1	江戸川区一之江八丁目3番11	宅地	664.03	平成18年11月6日変更同日
2	江戸川区一之江八丁目3番11 9	公衆用道路	29	平成18年11月6日変更同日
3	江戸川区一之江八丁目3番37	公衆用道路	73	平成18年11月6日変更同日

表 題 部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0117001219052
家屋番号	春江町四丁目 3番11の101		[余白]	
	一之江八丁目 3番11の101		平成18年11月6日変更	
建物の名称	101		[余白]	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分	57.44	平成16年3月11日新築 〔平成16年9月7日〕

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1・2	所有権	1159271分の59939	平成16年9月1日敷地権 〔平成16年9月7日〕
3	所有権	8573968316分の241014719	平成16年9月1日敷地権 〔平成16年9月7日〕
所有者	江戸川区南葛西五丁目11番10号 株式会社トヨタ工業		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成16年9月28日 第36019号	原因 平成16年9月1日交換 所有者 江戸川区春江町四丁目3番地11カー サ・ベルデー一之江101 柴田陽子
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成18年11月6日 第39857号	原因 平成18年11月6日住居表示実施 住所 江戸川区一之江8丁目11番11-10 1号
2	所有権移転	令和6年7月23日 第21254号	原因 令和6年4月10日相続 所有者 東京都江戸川区大杉五丁目22番19 号 覚田賢
3	所有権移転	令和6年10月30日 第31378号	原因 令和6年10月30日売買 所有者 東京都新宿区天神町68番地 東和ビルテック株式会社 会社法人等番号 0118-01-0411- 68

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和6年10月30日 第31379号	原因 令和6年10月30日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,300万円 利息 年2・250% (年365日の日割計算) 損害金 年18・0% (年365日の日割計算) 債務者 東京都新宿区天神町68番地 東和ビルテック株式会社 抵当権者 東京都千代田区内神田三丁目16番 9号 全宅ファイナンス株式会社



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K13514 (1/1)

2/3

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局江戸川出張所管轄)

令和6年11月26日

東京法務局品川出張所

登記官

相川真由美

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K13514 (1/1)

